

2023年12月10日

作成者 児童相談所のあり方を考える地方議員の懇談会

情報提供団体 児相と親子の架け橋千葉の会

調査報告者 児相と親子の架け橋千葉の会 石島

第2回「面会通信制限」実態調査報告書

一時保護、施設入所を通じて一方的にかけられている、親子間の面会通信制限の実態調査を行った。本調査は、当事者団体 児相と親子の架け橋千葉の会の協力により実施され 全国から 75名の回答者に協力を得た。調査結果報告と社会福祉士としての意見を以下の通り申し述べる。

概要

調査の目的

全国における一時保護を経験した家庭へ面会通信制限が行われていたのか調査する。面会通信制限が行政処分の通知がなく、口頭による行政指導で行われ、当事者の意思に関係なく面会通信を制限されていたかどうかを明らかにするために行った。

調査の根拠法令

厚労省 平成 30 年度 一時保護ガイドラインについて

調査の対象

一時保護を経験した当事者の子どもとその保護者、親族、里親、等。

抽出方法

当事者団体「児相と親子の架け橋千葉の会」と一時保護を経験した親が作る団体へオンラインアンケートを行った。

調査事項

5 項目の質問と自由記述を設け、子どもへの質問には承諾をとった。

調査の時期

2023 年 9 月から 11 月までに行った。

調査の方法

個人が特定できる内容は書かないことを前もって注意し、インターネットフォームによるアンケートを行い、1つのアカウントで1度のみ回答とした。いたずら防止のため、回答者はSNSやHP等で拡散して募集せず、各団体の会員や身元の分かる当事者のみに行った。今後の資料として公開することに同意を得て、子どもへの質問は承諾をアンケート内に設けた。

調査の結果

調査報告として別紙記載する。

以下、このアンケート結果より以下の点を読み取れる。

一時保護があったとき、8割以上の家族が面会を申し出ている。いいえの回答は親子面会を申し出ることが指導に従わない親と捉えられ、児童相談所との関係に不利益につながることを恐れ、申し出が出来なかったケースを含んでいる。(質問2)

面会は希望通りに行われなかったという回答が9割以上になっている。(質問3)

ほとんどの親が申し入れても面会を認められなかったという回答である。

その9割以上の面会が認められなかった家庭のうち、数ヶ月から半年以上の長期の面会制限が7割以上であった。

一時保護は最長2か月までという範囲を超えている。

また手紙やプレゼントを渡すことも認められなかったという回答は6割であった。

親子の関わりを何一つ持つことが許されない実態がある。

第三者の立ち合いも半数近く実現することがかなわず、親子関係の切り離しを児童相談所のみで決めて行っていることが懸念される。

また面会が許可されない理由は6割が説明はなかったと回答している。

親がなぜ子どもに会うことが出来ないのか納得のいく説明がされていない様子がある。

■子どもの状態の確認が出来ない

面会通信がされなかっただけでなく、子どもの状態も親へ知らされていないことが回答されている。

食事はとれているのか、乳幼児は排泄に問題はないか、学習は学校から担任が指導に向かっているのか、何人部屋での生活で、保護所で担当する職員の性別は同性かどうか、など日常生活で親が心配することをほとんど知らされていないと思われる回答が目立つ。

■口頭の行政指導

アンケートでは処分の通知がなく、面会通信制限をされている回答が目立つ。このことから口

頭での行政指導として、面会通信制限が行われていると考える。

一時保護は命にかかわる危険を防ぐために、親子をいきなり切り離す重大な人権にかかわる処分であるから、慎重に行われる必要がある。その中で面会通信の制限は必要な場合であって、最低限とされているが、ほとんどの家庭が自由に会うことも手紙を送ることも出来ない面会通信制限をされており、自由記述の「言われた」「行政指導で面会を禁止するのは、法律を超えて権力を行使しているのではないかと児童相談所職員に強く訴えました。」(質問3で良い絵を選んだ方の回答)に表される通り、口頭の説明による行政指導で行われている。

「子供に会えるまで3ヶ月かかり」(質問3自由記述)とあるように、子どもが家庭から切り離されていた期間は一時保護の最長2か月までという範囲を超えていた回答もあり、本来それほど長期間での保護は、法に基づく書類の通知による行政処分での面会通信制限とし、一時保護通知とは別に、親が不服申し立てが出来る手段を設ける必要があったのではないかと考える。

職員のマニュアル、職員研修では行政指導による面会通信制限はどのように説明し、手続きをとるとなっているか確認したい点である。

■親子面談の可能性

保護されている子どもが親に対して何を求め、改善するように話しているか親へは伝わっていない様子がある。「面会できない誰にでも理解できる説明がない。」(質問5自由記述)とあるように、職員からの説明で親がどうすれば子どもと面会をできるか分からない様子も見られる。帰宅した子どもからは「このように家族に言いなさい。」「毎日「帰りたい」と訴えていた子供の話も聞いてくれなかった。」「長女は、児童相談所の目を盗んで私に会いたいと連絡してきました。」(質問5自由記述)の回答から、子ども自身が自分の意思を発信することに制限があり、保護された子どもに対しても面会通信制限が口頭の指導が行われていた懸念がある。

親子が面会を希望していて、命にかかわることが起きない十分に配慮されて行われる環境であれば面会は可能ではないか。現代であればオンラインでの面談も実施の形態として検討してはどうか。一時保護が行われ、親子それぞれに自分自身の見直しをした冷静な状態であれば面会は職員にとって、関係性を見てどのように支援していくかを判断する重要な材料になるのではないか。

■支援者の立ち合い

親は一時保護処分となった後に相談する第三者を子どもとの家庭復帰や現状を知るために同席を希望するが、多くが認められず来ていない。相談することすらできなかったという回答は4割以上であった。第三者は家庭を家族とは別の目を持ってみてきた関係者であるから子どもと親以外の意見を聞く機会は非常に重要である。子どもと家庭にとっては今後も支援

先ともなる。連携して社会で子育てをしていくのであれば重要な人物である。
また、親は行政処分の通知や子どもとの切り離しに相当の動揺をするため、平常ではいられない。そのため顔見知りの同席や中立の立場の人物の立ち合いは冷静な話し合いに不可欠である。同席は申請等個人情報を扱う場所でも通常の支援としても認められている方法であるため、同席によるトラブルは起きる可能性が低い。
求めがあれば、子どもにも第三者の立ち合い面談は行われる必要がある。特に顔見知りではない人へ自分の意思をすべて伝えられる子どもは少ない。聞き取りの環境が整っていたとしても全く初対面の大人と面談をする子どもの心理負担は大きい。
一時保護中の子どもは家族に会えないだけでなく、それまでの学校へも通えず、友達にも会えない、自分のものを取りに戻ることも出来ず、これまでの日常から隔離した生活となる。社会的なつながりを遮断してしまうため、せめて子どもが会いたい人へは会うことが出来る環境を検討してもらいたい。

■面会は家庭復帰へのステップ

ガイドラインにあるように家庭復帰を目指すことが可能であれば、子へも親へも面会通信制限の明確な理由を説明して、家庭復帰への見通しを示す方が、当事者にとっても今後の自分の状況が理解しやすいのではないかと考える。

識字に苦勞のない子どもであれば、口頭ではなく書面での説明も行う方が理解を得やすいのではないかと考える。

職員に怯える様子が回答されており、不安がある場合は子どもには関係機関から独立した弁護士を付け、自分の意思を代弁してもらおう手段もあると説明し、個として守られることを十分に理解してもらおう必要があると考える。

調査報告者 児相と親子の架け橋千葉の会 石島